

2025 年 9 月 16 日

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の 指定の解除に対する意見を募集します

中国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定旧供給地点の指定解除に対する意見を令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）から令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）まで募集します。

本件は、経過措置として料金等の規制を課している供給地点の指定解除に関する意見を募集するものです。

意見公募の趣旨・目的・背景

平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点（旧簡易ガス団地）ごとの事業者のシェア等を踏まえて、一定の基準に達する旧供給地点については、経過措置として料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 5 項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、改正法附則第 28 条第 1 項の義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告があり、別紙の指定旧供給地点については、改正法附則第 28 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなると認められるため、同条第 2 項に基づき指定を解除しようとするものです。

意見募集期間

令和 7 年 9 月 16 日（火曜日）から令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）まで

資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（中国経済産業局所管分）に対する意見の募集について

（電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイト）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

<参考資料>

別紙(事業者名・指定団地一覧)

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー環境部電力・ガス事業課長 小田

担当者: 中迫、浜本

電話: 082-224-5736

メール: bzl-chugoku-gas★meti.go.jp

※送付の際には[★]を[@]に置き換えてください。

(別紙)

番号	事業者名	供給地点群名	所在地	指定解除の理由	備考
—	ユニオンフォレスト株式会社 (法人番号:7240001026674)	泉ヶ丘団地	広島県呉市焼山泉ヶ丘	旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下	適正な競争関係が確保されていると評価できる。